

レバノンに対する便益関税の適用

（ 令和6年11月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局 ）

レバノンに対する便益関税の適用

便益関税制度

- 便益関税制度は、WTO非加盟国かつ我が国との間でWTO協定上の最恵国待遇を付与するための二国間条約を締結していない国・地域のうち、我が国に対して最恵国待遇と同様の取扱いをしている国・地域に対し、相互主義の観点からWTO税率を適用する制度。

※ 対象国(13カ国)：ブータン、バハマ、バチカン、ナウル、イラク、イラン、シリア、アルジェリア、エチオピア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ソマリア、リビア

※ WTO未加盟、二国間通商条約未締結、便益関税未適用の国(6カ国・地域)：レバノン、赤道ギニア、エリトリア、アンドラ、北朝鮮、南スーダン

考慮すべき事項

適用に当たっての考え方

我が国に対し最恵国待遇と同様の取扱いをしている国につき、相互主義に則り、その国の社会経済情勢その他の事情も考慮しつつ決定。

適合性

- レバノンの関税法においては、自由貿易協定(FTA)に基づく税率の適用対象国以外の国に対しては、通常税率(Ordinary Tariff)が適用されると規定。(第8条)
- なお、WTO加盟作業部会の報告書(2017年付)からも、(FTAを除き)我が国も含め最恵国待遇ベースで関税が適用されることが確認でき、我が国に対する差別的取扱いは認められない。
- 2023年10月のガザ情勢悪化以降、周辺地域の情勢が不安定化しているが、我が国としても、中東地域の安定化のため連携していく旨を同国と確認している。

本年8月、レバノンより便益関税の適用を希望する旨の口上書が接到。

改正の方向性

- 令和7年4月1日以降、便益関税の対象国にレバノンを追加することとしたい。【政令改正】
- ただし、情勢不安が続いていることを踏まえ、政令公布まで政府において情勢を慎重に見極める必要。